

(平成22年2月3日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認香川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和58年10月27日）及び資格取得日（同年11月25日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月27日から同年11月25日まで  
自営で家具の販売をしていたが、倒産したためにA社で働くようになった。  
A社では、借金を返済するため昼夜を問わずに働き、どんなに疲れていても休むに休めない状態であったことから、厚生年金保険の記録が途中で欠落していることは考えられないので、申立期間に同保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社において、昭和58年6月14日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年10月27日に被保険者資格を喪失後、同年11月25日に同社において再度被保険者資格を取得しており、同年10月27日から同年11月25日までの期間の被保険者記録が無い。

しかし、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において氏名の確認できる事業主の子息、申立期間当時の社会保険事務担当者及び複数の同僚は、申立人が申立期間において、同社に継続して勤務し、勤務形態にも変化が無かったことを供述している。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立人が同社で勤務していたと主張している期間において、厚生年金保険の被保険者記録の確認できる同僚16人のうち、申立人及び申立人と同様に同保険被保険者記録の

欠落が確認できる同僚1人（病気のため）を除く14人については、被保険者記録は継続している上、申立期間当時、同社において社会保険事務及び給与事務を担当していた同僚は、「申立人が、申立期間に一時退職した記憶は無く、保険料についても継続して控除していたと思う。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと判断することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和58年10月27日の資格喪失時の記録から17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、既に適用事業所に該当しなくなっている上、申立期間当時の事業主も亡くなっているため、申立期間における厚生年金保険の適用状況についての関連資料や供述を得ることはできないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和58年10月の保険料の納入の告知を行っておらず（納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和34年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月1日から同年6月1日まで

私は、A社に勤務していたが、同社の社長が別会社を設立し、そちらで働くよう指示があり、昭和34年6月1日付けで別会社に異動したものの、厚生年金保険加入記録は同年4月1日で資格を喪失したとされている。同じ年の2月に結婚したばかりで、その2か月後に自分から退職を申し出ることなど考えられないし、別会社に異動するまでA社で勤務していたにもかかわらず、このような厚生年金保険の空白期間が生ずる事は有り得ない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社において、昭和33年1月10日から34年6月1日まで継続して勤務し、その間、厚生年金保険に加入していたとしているが、オンライン記録では、同年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものとされている。

しかしながら、A社の申立期間当時の役員は、「申立人は、申立期間において同社に勤務しており、勤務している者については必ず給与から厚生年金保険料を控除していた。」と供述しており、申立期間当時の給与事務担当者（同社代表取締役の妻）は、「申立人は、B社に異動するまでA社で勤務していたし、申立人の給与から厚生年金保険料を計算し控除していた。」と供述している。

また、申立人は、「A社で勤務している時に、同社の社長から、信用できる人間が必要であるから、B社で仕事をするようにと指示された。」と主張して

いるところ、オンライン記録によると、A社の社長が、申立人と同日付け（昭和34年6月1日）でB社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間において、A社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和34年3月の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 香川国民年金 事案 307

### 第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から4年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から4年11月まで

国民年金保険料納付記録の照会を行ったところ、申立期間について国民年金に未加入であるとの回答を受けたが納付できない。

勤務していた事業所を昭和62年3月に退職し、厚生年金保険被保険者資格を喪失した。その後、私自身が妻のものと一緒に国民年金加入手続をした。

退職した当初は、会社を設立したばかりで、経済的に苦しかったが、会計事務所から納付するよう勧められ、妻が出入りの銀行員に納付書に現金を添えて納付するようになった。妻の記憶では、保険料は毎月1万円くらいであったが、この金額が夫婦のものか一人分かは分からないし、納付書も1冊だけだったか2冊あったかは分からない。

しかし、世帯主である私の保険料を納付せず妻の保険料だけを納付することは考えられず、妻の記録が納付済みとなっている期間については、私の保険料も納付しているはずであるので、申立期間について国民年金に加入し、保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、妻と一緒に国民年金加入手続をしたと主張しているが、申立人の妻は、昭和61年4月から第3号被保険者となっていることが確認できることから、申立期間当時に、申立人が妻と一緒に加入手続を行ったとする主張には不自然な点が見受けられるとともに、申立人に対して、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳、確定申告書等）は無く、申立人の保険料を納付

していたとする妻の保険料納付についての記憶は曖昧<sup>あいまい</sup>であり、妻が記憶している保険料額は、1か月当たりの実際の保険料額が8,000円から9,700円であったことからおおむね一致するものの、その金額が一人分であったか二人分であったかは覚えていないとしており、申立期間の妻の国民年金保険料は納付済みとなっていることを踏まえると、申立人の国民年金保険料を納付していたものとは認め難く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立人の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 7 月 1 日から 45 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 45 年 10 月 1 日から 46 年 4 月 1 日まで  
③ 昭和 46 年 10 月 1 日から 47 年 4 月 1 日まで

申立期間①について、A社には、初任給2万4,000円で採用されたにもかかわらず、標準報酬月額が、1万8,000円となっており、採用時の記憶と相違がある。

また、申立期間②及び③について、標準報酬月額が昭和45年10月からは2万6,000円、46年10月からは3万円にいったん下がり、その翌年4月に辻褃合わせのように1万円位上がっているが、A社は月給制であり、標準報酬月額が下がるような状況は無かった。

これらの記録は、社会保険事務所(当時)が、私の標準報酬月額の記録を改ざんした結果に違いない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社における健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、同社での申立人の被保険者資格取得時の標準報酬月額は、1万8,000円となっており、オンライン記録と一致していることが確認できる上、申立人を含め昭和43年2月1日から45年1月19日までの期間に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得している女性の同僚6人の資格取得時の標準報酬月額を見ると、5人は申立人と同額の1万8,000円であり、他の1人は1万6,000円となっており、同僚についてもオンライン記録と一致している。

これら標準報酬月額の記録について、申立人は、「記憶している初任給と



標準報酬月額が相違している。」と主張している上、申立期間①当時、A社において、社会保険関係事務を担当していた同僚は、「申立期間当時、標準報酬月額については、保険料を安くするためという理由で、事業主の指示に従って従業員の報酬月額を低く届出していた記憶がある。」と供述し、申立期間後の昭和48年2月1日及び51年4月1日に同社で被保険者資格を取得している同僚二人も、「入社時の標準報酬月額が、実際の給与額より低額である。」と供述している。

しかしながら、標準報酬月額の相違について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるが、申立期間と時期は異なるものの、同僚から提出された昭和52年4月から53年5月までの期間の給与明細書(当該期間のうち52年12月と53年4月は提出が無いため合計12枚)に記載された厚生年金保険料控除額を見ると、支給額から算出される保険料額ではなく、オンライン記録にある標準報酬月額から算出された保険料額とほぼ等しい上、他の同僚二人から提出された58年及び59年の源泉徴収票、60年の「市民税・県民税特別徴収税額の納税者への通知書」に記載された社会保険料等の控除額についても、当該同僚のオンライン記録上の標準報酬月額から算出した健康保険厚生年金保険の保険料額に雇用保険料の額を加算した額とほぼ一致している。

これらを併せて判断すると、事業主は、従業員の総報酬額に基づく報酬月額を社会保険事務所(当時)に届け出していなかったことがうかがえるものの、給与から控除する厚生年金保険料については、事業主からの届出を基に社会保険事務所が決定した標準報酬月額に基づき控除していたものと推認できる。

2 申立人は、申立期間②及び③の期間に標準報酬月額が下がっていることについて、「申立期間②及び③当時は月給制であり、標準報酬月額が下がるような状況は無かった。」と主張している。

しかし、A社における給与形態については、昭和46年7月1日から59年1月1日までの期間、同社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる同社の元事業主の長女が、「申立期間②及び③当時、日給制だった時があったように聞いたことがある。」と供述している上、同社において社会保険関係事務を担当していた同僚も、「経営状態が思わしくないという理由で、45年か46年ごろ、女性従業員を月給制から日給制に変更した時期があった。」と供述している。

また、A社における勤務形態については、同社において厚生年金保険被保

険者記録が確認できる同僚の大多数が、「年末から翌年5月にかけては年末調整、確定申告、顧問先の決算が続く繁忙期であり、その事務処理等に追われ残業や休日出勤をすることが多く、繁忙期後から秋にかけては、逆に残業が減るとというのが毎年の流れであったので、残業手当等の関係で4月に標準報酬月額が上がって、10月に下がることは考えられることであり、記録がおかしいとは思っていない。」旨供述している。

さらに、申立期間②及び③前後の申立人の標準報酬月額についてA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、昭和45年4月の2万8,000円が同年10月には2万6,000円に下がり、46年4月に3万6,000円に上がった後、同年10月には3万円に下がり、47年4月に4万2,000円に上がっていることが確認できる。申立期間②及び③当時の女性の同僚について同被保険者原票を見ると、45年10月には5人のうち4人の、46年10月には6人のうち5人の標準報酬月額がそれぞれ下がり、翌年の4月に再び上がっていることが確認できる。

- 3 加えて、A社は、既に適用事業所に該当しなくなっており、事業主も死亡していることから、申立期間①、②及び③当時の申立人に係る総報酬額や厚生年金保険料控除額が確認できる賃金台帳等の関連資料及び供述を得ることができない上、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

また、申立人は、A社における標準報酬月額の記録について、「社会保険事務所（当時）において、記録が改ざんされた。」と主張しているが、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認でき、標準報酬月額が遡及して訂正された痕跡は認められない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、すべての申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間について加入の事実が確認できない旨の回答があった。

昭和 58 年 4 月から 7 月末までの期間は、A 事業所(現在は、B 事業所) C 現場事務所において、発掘調査に従事し、その後、同年 8 月 1 日からは、同事業所センター(本部)で勤務していた。同事業所センターでの厚生年金保険の記録があるにもかかわらず、同事業所 C 現場事務所での同保険の記録が無いので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録を見ると、昭和 58 年 4 月 1 日から同年 5 月 28 日までの期間及び同年 7 月 18 日から同年 10 月 31 日までの期間、A 事業所での記録が確認できる上、B 事業所から提出された「C 遺跡 1 (I・IV・VIII 区の調査) - D 縦貫自動車道関係文化財調査報告 9 -」を見ると、調査従事者及び整理従業者欄に申立人の氏名が確認できることから、少なくとも雇用保険の被保険者記録が確認できる期間、申立人が申立てに係る事業所において勤務していたことは認められる。

しかし、申立人に A 事業所を紹介した同僚は、「私は、申立人が申し立てている期間よりも前から同事業所 C 現場事務所勤務していた。同現場事務所では給与から雇用保険料のみ控除されており、厚生年金保険には加入していなかったため国民年金に任意加入し、夫の被扶養者になっていた。その後、同事業所センター勤務になった時から厚生年金保険に加入できた。」と供述している上、昭和 53 年から現在まで B 事業所で勤務している同僚は、「申立期間当時は、同事業所センターに勤務する者だけが厚生年金保険に加入しており、現場事務

所で雇用されている者は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している。

また、B事業所から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書を見ると、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は、申立人がA事業所センターで勤務するようになったとしている昭和58年8月1日であり、オンライン記録と合致することが確認できる。

さらに、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間及び申立期間前後の昭和56年3月1日から58年7月27日までの期間に同保険の被保険者資格を取得している者の中に申立人の氏名は無く、健康保険番号にも欠番は無い上、前述の「C遺跡1（I・IV・VIII区の調査）－D縦貫自動車道関係文化財調査報告9－」において、調査従事者として氏名の確認できる申立人以外の同僚32人のうち31人についても、同遺跡で調査が行われていた57年11月14日から同年12月16日までの期間及び58年4月4日から同年5月6日までの期間に同保険の被保険者として氏名は確認できない。

加えて、B事業所は、「提出した資料以外に申立人に係る資料は無い。」と回答している上、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。